

「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等について

1. 背景

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「分権一括法」という。）が平成28年5月13日に成立し、同月20日に公布されたところ。分権一括法において、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）が改正されることから、今般、分権一括法の施行に伴い、

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）
- (2) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針（平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号）
- (4) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十五条第一項及び第二項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号）

について、所要の改正を行うとともに、

- (5) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十五条の二第一項及び第二項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準案を新設する必要がある。

2. 概要

(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

- 以下の住宅の床面積の基準について、市町村高齢者居住安定確保計画で強化・緩和をできることとする。
 - ・地方公共団体が整備する高齢者向けの賃貸住宅であって、国が補助することができる賃貸住宅（第3条第1号関係）
 - ・独立行政法人都市再生機構が整備する高齢者向けの賃貸住宅であって、国が補助することができる賃貸住宅（第17条第1号関係）
 - ・終身建物賃貸借事業の認可住宅（第33条第1号関係）
- その他、条ずれ等に対応する等所要の規定の整備を行う。

(2) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

- 市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画で、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和をできることとする。（第15条第1項及び第2項関係等）
- その他、条ずれ等に対応する等所要の規定の整備を行う。

(3) 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示案

- 市町村は、市町村高齢者居住安定確保計画を定める場合にあっては、法及び基本方針に従い、また、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画（以下「市町村老人福祉計画等」という。）と調和を図ることが望ましいこととする。（六柱書き関係）
- 市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で計画期間を定める場合について、市町村老人福祉計画等と調和を図ることとする。（六三関係）
- 市町村高齢者居住安定確保計画については、介護保険事業計画に記載する日常生活圏域を念頭において、供給の目標を定めることが考えられる旨を追加する。（六一関係）
- 都道府県高齢者居住安定確保計画及び市町村高齢者居住安定確保計画の記載事項として、以下の内容を定めることが考えられる旨を追加する。（六二関係）
 - ・高齢者居宅生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための施策
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の立地を誘導するために講ずる施策
- 賃貸人又は登録事業者は、入居者に対して、自ら又は委託等する事業者が提供する保健医療又は福祉サービスに利用を限定すべきではない旨を追加する。（五四関係）
- その他、条ずれ等に対応する等所要の規定の整備を行う。（三二、四、六四及び七関係）

(4) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十五条第一項及び第二項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示案

- 告示中の「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める。

(5) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十五条の二第一項及び第二項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準案（新設）

- (4) の告示の内容と同様の基準を定めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 平成28年8月20日（※）

（※）分権一括法の施行日（公布の日から起算して三月を経過した日）と同日。